

子育て応援特別手当

の申請はお済みでしょうか

多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成 20 年度限りの措置として、対象となる世帯に子育て応援特別手当が支給されます。支給基準日の平成 21 年 2 月 1 日現在の住民基本台帳、外国人登録原票(不法滞在者及び短期滞在者のみ対象外)に登録されている対象者には、3 月 30 日付けで世帯主宛に申請書類を郵送し、4 月 6 日(月)より役場福祉課において受付を開始しております。対象は、3 歳以上 18 歳以下の子(平成 2 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれ=特別手当基礎児童)が 2 人以上おり、かつ、生年月日が平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに該当する第 2 子以降の子どもです。

手当の額は、対象となる子ども 1 人当たり 3 万 6 千円です。申請期限は受付開始から 6 ヶ月となっています。手当の受取りは原則として、口座振り込みとなります。

●支給事例●

世帯事例	事例 1	事例 2	事例 3	事例 4	事例 5	事例 6
18 歳～	1 人	1 人		1 人		2 人
18 歳						1 人
6 歳	第 1 子	第 1 子			第 1 子	第 2 子
3 歳	第 2 子	第 2 子 第 3 子	第 1 子 第 2 子	第 1 子		
0 歳	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人
子どもの人数	4 人	5 人	3 人	3 人	3 人	4 人
手当額 (支給対象児童人数)	36,000 円 (対象児童 1 人)	72,000 円 (対象児童 2 人)	36,000 円 (対象児童 1 人)	0 円 (対象児童 0 人)	0 円 (対象児童 0 人)	0 円 (対象児童 0 人)

H2.4.2～
H17.4.1
までに
生まれた子

特別手当
支給基礎児童

H14.4.2～
H17.4.1
までに
生まれた子

..... 実際の子ども
 特別手当支給基礎児童
 特別手当支給基礎児童の内、支給対象となる児童

! 手当の給付を装った「振り込み詐欺・個人情報詐欺」にご注意ください。また、職員等を装った不審な電話や訪問にもご注意ください。

問い合わせ 福祉課 子育て支援係 ☎ 232-4913

定額給付金の申請の手続きはお済みですか

菊陽町では、定額給付金の申請の受付を 4 月 6 日から行っています。申請しなければ辞退したものとみなされ支給されません。まだお済みでない方は、申請書を郵送(青の返信用封筒)で提出されるか、役場までご持参ください。

申請に必要な書類について

申請する場合は、申請書と希望される口座の通帳(カード)のコピーが必要です。定額給付金は、原則として、口座振り込みによるお支払いになります。通帳(カード)のコピーがない場合は、振り込みの手続きができません。提出される際は申請書と通帳(カード)のコピーがおそろいであることを確認のうえ提出をお願いします。

※通帳のコピー(みほん)です。通帳を 1 ページめくった、氏名(カナ)・金融機関・口座番号の記載された部分になります。

表紙では
ありません。



申請したが書類不備などによりお知らせ通知が届いた方について

提出されました申請書類に不備がある場合は、役場からお知らせの文書を送付しています。お知らせ文書が届いた方は、補正していただき再度提出をお願いします。書類がそろってからの給付事務になりますのでお早めに提出をお願いします。

申請書記入方法が分からない場合について

申請書の書き方が分からない場合などは、定額給付金対策室までお問い合わせください。

受給後は早めに地域経済の活性化のためご使用ください。

! 定額給付金の給付を装い、嘘を言って現金をだまし取る事件が発生しています。今回の定額給付金は経済対策のための 1 回限りの給付です。給付金をかたった「振り込み詐欺」や「個人情報の問い合わせ」にご注意ください。

●詳しくはこちら
 問い合わせ 総合政策課 定額給付金対策室 ☎ 232-3399
 FAX 232-4923

住民税の寄附金控除が大きく変わります

平成20年の税制改正により、平成21年4月1日から住民税における寄附金税制が大きく拡充されました。平成20年1月1日以降に行った寄附から新しい制度の対象になります。

	改正前	改正後
対象	都道府県・市区町村 住所地の都道府県の共同募金会 および日本赤十字社支部	左記に加え所得税で寄附金控除の対象となっている寄附金の中から、都道府県・市区町村が条例で指定することにより個人住民税の寄附金控除が受けられるようになります。
特別控除の創設 (ふるさと納税)		地方公共団体(都道府県または市区町村)に対する寄附金の適用下限額を超える部分については、一定の限度まで、所得税と合わせて全額を控除します。
控除方式	所得控除	税額控除
控除率	適用対象金額 × 税率(10%)	適用対象金額 × 都道府県民税 4%、 適用対象金額 × 市区町村民税 6% (注)都道府県が条例で指定した団体への寄附については都道府県分のみ控除されます。
控除対象限度額	総所得金額などの25%	総所得金額などの30%
適用下限額	10万円	5千円

なお、住民税の寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告が必要です。

住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合は、平成21年1月1日現在の住所地の市区町村に申告をお願いします。(税務署へ確定申告書を提出した方は、菊陽町への申告の必要はありません。)

国民健康保険税のお知らせ

介護納付金分の最高限度額が9万円から10万円になります

介護保険制度とは、いつまでも元気で暮らせるように、そして、介護が必要になったときでも、住み慣れた地域で安心して過ごせるように、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。

この制度を支えていただくため、65歳以上の方は介護保険料として、**40歳から64歳までの方は、国保税の「医療分」と「後期高齢者支援金分」に併せて「介護納付金分」として納付していただいております。**

今回、国の改正により40歳から64歳までの方に納付していただく介護納付金分の最高限度額が、9万円から10万円に引き上げられます。これは、中間所得層の負担が過度とされないことを目的としています。



問い合わせ

税務課 住民税係

☎ 232-4911

住民税(町県民税)の 公的年金からの特別徴収制度が始まります

公的年金を受給されていて、住民税の納税義務のある方は、現在、納税通知書により金融機関の窓口や口座振替の方法で住民税をお支払いいただいています(普通徴収といいます。)が、今回の制度導入により、**平成21年10月**から住民税が公的年金から特別徴収(天引き)されることとなります。

特別徴収された住民税は社会保険庁などの「年金保険者」が市町村へ直接納めることとなります。

年金所得以外の所得に係る住民税や公的年金を受給されていても特別徴収の対象とならない方の住民税については、従来どおりのお支払い方法になります。

この制度は、住民税のお支払い方法を変更するものであり、これにより新たな負担は生じません。

対象となる方

平成21年4月1日現在で、年齢が65歳以上の公的年金受給者で、住民税の納税義務のある方。

※ただし次の方は対象となりません

- ・老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方(介護保険料の特別徴収と同様)。
- ・公的年金から、所得税・介護保険料・国民健康保険税・長寿医療(後期高齢者医療)保険料を差し引いた額が、住民税よりも少ない方。
- ・平成21年1月1日現在菊陽町に住所がない方や、1月1日以降に転出された方。

対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金などに係る所得額に応じた税額が特別徴収の対象となります。

対象となる年金

老齢基礎年金・老齢厚生年金などから特別徴収されます。
障害年金や遺族年金は対象となりません。

特別徴収の方法

平成21年10月支給分の年金から特別徴収が始まりますが、平成21年度の税額の半分については、平成21年6月および8月に普通徴収の方法により納めていただくことになります。

平成21年10月
支給分から
はじまります!

● 年税額が24,000円の場合、次のようなイメージになります。●

これまでのお支払い方法は

税額	普通徴収			
	6月	8月	10月	12月
6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円

特徴徴収がはじまる平成21年度は

税額	年度前半(普通徴収)		年度後半(特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
6,000円	6,000円	6,000円	4,000円	4,000円	4,000円

※次年度仮徴収額

平成22年度も引き続き特別徴収の場合は

税額	特別徴収					
	仮徴収(前年度後半に徴収した額)			本徴収(仮徴収した額を引いた額)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円